

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

賀集高萩地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	1 2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

平成 29 年度計画（5 年後に地域の 3 0 % を目標）を見直し、「地域農地管理事業」及び「人・農地プランの実質化」を推し進め、最終目標（令和 7 年）を地域農地の 8 0 % を目標に農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

引き続きスケールメリットを生かした大規模農業の体制づくりを進めるとともに、高齢者の働く意欲を維持するための環境づくりを行う。

具体的には、大型農業機械の共同所有や I C T を活用した作業の効率化を目指す。担い手は集落内にとどまらず周辺地区に広く門戸を開き、農地集約と農作業の共同化によるコスト低減や産直市場等への出荷ができる特産物以外の野菜等の作付の推進をする。